

別表 1

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間						第20条第1項等の	逮捕人員数(人)	
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号(回)	第3号(回)	第1号(回)			第3号(回)
1	3	3	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	22	178	22	0	0	0	4	
					22	17	3	0	0	0		
					22	92	7	0	0	0		
2	2	2	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	17	774	12	0	66	0	8	
					17	825	42	0	67	0		
3	5	5	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	19	143	0	0	7	0	11	
					19	235	55	0	57	0		
					19	149	62	0	31	0		
					19	173	68	0	41	0		
					18	101	20	0	2	0		
4	6	6	麻薬特例法違反(同法第5条第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	30	587	47	0	8	0	13	
					28	548	35	0	17	0		
					25	366	66	0	86	0		
					28	876	97	0	38	0		
					25	344	17	0	5	0		
					25	134	2	0	73	0		

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
5	2	2	殺人未遂(刑法第199条, 第203条, 第60条)	携帯電話	4	36	2	0	0	0	4	
					4	15	4	0	0	0		
6	2	2	窃盗(刑法第235条, 第60条)	携帯電話	20	258	25	0	19	0	㊦㊧	3
					20	572	5	0	14	0	㊦㊧	
7	2	2	窃盗(刑法第235条, 第60条)	携帯電話	10	183	0	0	0	0	㊦㊧	3
					10	283	1	0	8	0	㊦㊧	
8	1	1	窃盗, 詐欺(刑法第235条, 第246条第1項, 第60条)	携帯電話	10	653	0	0	0	0	㊧	0
9	4	4	強盗致傷(刑法第240条前段, 第60条)	携帯電話	10	77	0	0	0	0	㊧	2
					10	63	0	0	0	0	㊧	
					10	102	0	0	2	0	㊧	
					10	95	0	0	0	0	㊧	

番 号	傍 受 令 状		通信 手段 の 種 類	実 施 期 間				第20 条第 1項 等 の 傍 受 の 実 施	逮 捕 人 員 数 (人)			
	請 求 (件)	発 付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日 間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号 (回)			第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)
10	4	4	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携 帯 電 話	24	652	0	0	68	0	㊦	0
					24	182	0	0	43	0	㊦	
					24	328	0	0	0	0	㊦	
					24	92	0	0	7	0	㊦	

(注1)「携帯電話」はPHSを含む。

(注2)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注3)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊨は以下の方法をいう。

㊦：第20条第1項の規定による傍受を実施したとき

㊧：第23条第1項第1号の規定による傍受を実施したとき

㊨：第23条第1項第2号の規定による傍受を実施したとき

別表 2

(平成 3 0 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
1	6 (報告済み)	6 (報告済み)	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	11
2	4 (報告済み)	4 (報告済み)	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	24
12	4 (報告済み)	4 (報告済み)	詐欺 (刑法第246条第1項, 第60条)	9

(注 1) 「新たに逮捕した人員数」とは, 平成 3 0 年中に傍受を実施した事件に関して, 平成 3 1 年及び令和元年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注 2) 平成 1 4 年から平成 2 9 年までに傍受を実施した事件に関して, 平成 3 1 年及び令和元年中に新たに逮捕した者はいなかった。